

議案第83号	三田市新三田駅周辺まちづくり促進条例の制定について
都市整備課	新三田駅周辺地域における福島土地区画整理事業に係る土地について、固定資産税及び都市計画税の課税を免除するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法（昭和29年法律第119号） ・三田市市税条例（昭和32年三田町条例第12号） ・三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号） <p>【制定趣旨】</p> <p>新三田駅周辺において、駅利用者や周辺住民等の利便向上のため、商業業務系施設の立地誘導を図るべく、周辺地区を市街化区域へ編入し、土地区画整理事業の施行を計画している。</p> <p>事業完了後は、商業施設等の立地により、市民生活の利便性向上とともにまちの賑わいと魅力向上が進む。また、新たな商圈が創出されることで、雇用創出等の地域経済活性化も期待されることから、事業の早期完了を目指すものである。そこで、円滑な事業の推進のため、事業支援策として土地に対する固定資産税及び都市計画税の課税を免除する。</p> <p>【制定内容】</p> <p>固定資産税・都市計画税の課税免除</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土地区画整理事業区域内の土地は、市街化区域編入後の価格の変動と工事期間中、所有権が制限されることを踏まえ、宅地造成工事等（土地区画整理事業）の目的で使用又は収益を停止されたときから、造成された土地の使用又は収益を開始するまでの間、当該土地に対する固定資産税及び都市計画税を課税免除する。 ② 平成29年度から順次、使用又は収益を停止した土地から課税免除し、区画造成後、使用又は収益を開始した土地から課税する。 <p>【施行期日】平成29年4月1日（平成33年3月31日限りで失効）</p>